

羅針盤

2025年11月、12月号



法体の滝

日増しに秋らしさが感じられる今日この頃いかがお過ごしでしょうか。

さて、自維連立の高市政権が誕生し、前途多難な船出をしました。座礁しないよう航海の無事を祈るばかりです。

ニューヨークの新市長は民主社会主義を標榜し、トランプ大統領の対極の政策を掲げ当選しました。アメリカの分断が更に進んでいる証なのでしょうか。

今年は、昭和百年、終戦から80年の節目の年です。石破茂前首相は戦後80年の所感で先の大戦の反省と教訓を胸に刻むことを誓いましたが、中国は「抗日戦争勝利80年」の大規模な

軍事パレードを行いました。中国が海洋進出を目指し、空母等の軍備拡張に走れば、日米韓も軍備増強に動き、お互い莫大な軍事費が必要になります。4か国とも国内に大きな課題を抱え軍拡どころではないはずです。

一方、世界中で紛争や内戦が頻発しています。難民の多くは非人道的なギリギリの生活をしていますが、アメリカは援助の手を引こうとしています。悲惨の中から憎しみが生まれテロの温床となるのです。人類の平和構築のために資金を使えば軍事費が抑制できるのです。世界の指導者が平和のために行動することを願わずにはいられません。

知っておきたい税知識

テーマ「令和7年 年末調整」

会社 →



税金



年末調整

還付金



今年もあと2か月。年末調整の時期がやってきましたね。年末調整は、給与所得者の毎月の給与や賞与から差し引かれた源泉徴収税額と、本来納めるべき所得税額の差を精算するための大切な手続きです。税制改正により年末調整等の書類にも変更があります。間違いのないようにしっかり確認していきましょう！！

* 年末調整の留意事項

- ① 給与の支払を受ける人に、**改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか**確認します。改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がある場合には、「給与所得者の**扶養控除等（異動）**申告書」の提出を受けてください。⇒ **以下Aを参照。**
- ② 特定親族特別控除の適用を受けようとする給与の支払を受ける人から、「給与所得者の**特定親族特別控除**申告書」の提出を受けてください。⇒ **以下Bを参照。**
- ③ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。⇒ **以下Cを参照。**

A 扶養控除等（異動）申告書

令和7年12月1日から給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件が改正されます。これにより新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった給与の支払を受ける人は、その旨を記載した「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出することとなります。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注1) 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。
(注2) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

B 特定親族特別控除申告書

年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）を有する人は、新たに「特定親族特別控除」を受けることができることとされました。

年末調整でこの控除の適用を受けようとする給与の支払を受ける人は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに右記の申告書を給与支払者に提出することとなります。

赤枠部分が変更となりました！！

【令和7年新様式：特定親族特別控除申告書】

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基・配・特・所

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

◆所得金額調整控除申告書◆

C 基礎・配偶者控除等申告書

●基礎控除額の改正

基礎控除申告書に合計所得金額に応じた**基礎控除額**が正しく記載されていることを確認してください。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))				基礎控除額		改正前
				改正後 (注1)		
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)				95万円 (注2)		48万円
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超	475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超	665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超	850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超	2,350万円以下	(850万円超	2,545万円以下)	58万円		

●給与所得控除額の改正

配偶者に給与所得がある場合には改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて**配偶者（特別）控除額**が正しく記載されていることを確認してください。

給与の収入金額		給与所得控除額	
		改正後	改正前
162万5,000円以下		65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下			その収入金額×40% - 10万円
180万円超 190万円以下			その収入金額×30% + 8万円

* 源泉徴収簿・源泉徴収票

●源泉徴収簿

「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、**特定親族特別控除の適用がある場合の計算に対応していません**。このため、特定親族特別控除の適用がある場合で、この源泉徴収簿を使用するときは、右記の記載例のように余白部分（※1）を用いる等して、年末調整の計算を行ってください。

※2：特定親族特別控除の適用がある場合は、その控除額を加算してください。

地 震 保 険 料 の 控 除 額	⑮	⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額
配 偶 者（特 別）控 除 額	⑯	() 円
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑭	⑬のうち国民年金保険料等の金額
基 礎 控 除 額	⑰	() 円
所 得 控 除 額 の 合 計 額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳)	㉑	
差引課税給与所得金額(㉑-㉒)及び算出所得税額	㉒	(1,000円未満四捨五入)
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓	
年調所得税額(㉒-㉓、マイナスの場合は0)	㉔	(100円未満四捨五入)
年 調 年 税 額 (㉔ × 1 0 2 . 1 %)	㉕	
差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 (㉕ - ㉖)	㉖	
超 過 額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉗
の 精 算	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉘
同 上 の	差 引 還 付 する 金 額 (㉕ - ㉗ - ㉘)	㉙
うち	本年中に還付する金額	㉚
	翌年において還付する金額	㉛
不 足 額	本年最後の給与から徴収する金額	㉜
の 精 算	翌年に繰り越して徴収する金額	㉝

※1 特定親族特別控除額 (⑰-2) [XXX,XXX 円]

源泉徴収簿と源泉徴収票のこの部分
が変更になります

●源泉徴収票

特定親族特別控除の創設に伴い、「給与所得の源泉徴収票」が改正されました。特定親族特別控除の適用がある場合には、給与所得の源泉徴収票に特定親族特別控除額等を記載してください。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票		給与所得の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所	氏名	生年月日
税 別	控 除 額	控 除 額	控 除 額
基本控除額	基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額
配偶者控除額	配偶者控除額	配偶者控除額	配偶者控除額
扶養控除額	扶養控除額	扶養控除額	扶養控除額
障害者控除額	障害者控除額	障害者控除額	障害者控除額
特定親族特別控除額	特定親族特別控除額	特定親族特別控除額	特定親族特別控除額
社会保険料等の金額	社会保険料等の金額	社会保険料等の金額	社会保険料等の金額
生命保険料の控除額	生命保険料の控除額	生命保険料の控除額	生命保険料の控除額
地震保険料の控除額	地震保険料の控除額	地震保険料の控除額	地震保険料の控除額
住宅借入金等特別控除額	住宅借入金等特別控除額	住宅借入金等特別控除額	住宅借入金等特別控除額

* 住宅借入金等特別控除

令和7年分の年末調整からは「調書方式」による住宅借入金等特別控除の適用を受ける人がいます。

【証明書方式】住宅ローン債権者である金融機関等から交付された**年末残高証明書**を提出する。

【調書方式】債権者が税務署に年末残高調書を提出し、国税当局から納税者に**年末残高情報**を提供する。

* 令和8年分以降の源泉徴収事務

基礎控除の見直し等により、令和8年分以後の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の記載事項の変更や、「源泉徴収税額表」の改正が行われています。ご注意ください。

給与計算システムも法改正に対応したアップデートを提供してくれると思います。最新の税制に対応しているか確認しながら適宜更新していきましょう！



● 今月・来月の税務

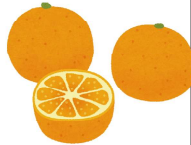


11 月

- * 11/1 ~ 17 申請期限 (15 日が土曜日のため)
 - ・所得税の予定納税額の減額申請 (第 2 期分)
- * 12/1 納付期限 (11/30 が日曜日のため)
 - ・所得税の予定納税 (第 2 期分)
 - ・個人事業税の納付 (第 2 期分)

12 月

- * 12/25 納付期限
 - ・固定資産税都市計画税の納付 (第 3 期分)



ご確認ください

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

最低賃金は、雇用形態に関係なくすべての労働者に適用されます。

愛知県の最低賃金は 10 月 18 日より **1,140 円** となっています。ご確認ください。

昨年より 63 円
増加しています！

あとかき

暑すぎる夏が突然終わり、寒い冬へと向かう気配が感じられるようになりました。

11 月からスタッフを 1 名増員いたしました。この場をお借りしてご紹介させていただきます。



はじめまして。

11 月に入社しました 加藤寛子 と申します。

ミシンで裁縫をしたり、いろいろなものを作るのが大好きです。レザークラフトにも挑戦中です。ハンマーを振りすぎてテニス肘になったりもしますが、楽しんでいます。

早く皆様のお役に立てるよう、日々勉強してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



● お知らせ



年末調整・確定申告に用意する書類

今年も年末調整の季節が近づいてまいりました。すでに必要書類が届き始めているかと思いますが、下記の書類を失くさないよう、大切に保管してください。

社会保険料控除

- ★ 社会保険料 (国民健康保険・介護保険・イデコ等) のお知らせ
- ★ 「国民年金保険料控除証明書」

生命保険料控除

- ★ 一般の生命保険・個人年金保険・介護医療保険の「生命保険料控除証明書」

地震保険料控除

- ★ 旧長期損害保険料、地震保険料の「控除証明書」

住宅借入金等特別控除

- ★ 「住宅取得に係る借入金の年末残高等証明書」
- ★ 令和 7 年分給与所得者の (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書

ここ数年、この時期には香嵐溪へもみじ狩りに出かけています。この不安定な気候で、もみじの見頃に合わせて行くのはなかなか難しいですね。



花より団子の私は、到着したらまず鰻屋さんでお腹を満たし、散策の後には、にぎわうメインストリートを離れ、対岸の茶室で静かにお菓子とお抹茶をいただくのがおすすめコースです。運がよいと、そこから対岸に黄金に輝く銀杏を見ることができます。ぜひ行ってみてくださいね。

発行

刈谷市高須町良 4 4 番地 1 カーサヨサミ 1 F

TEL (0566) 25-0936

FAX (0566) 25-0937

<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>

税理士法人 あおみ総合